

## 日本台湾交流協会奨学金（短期留学生）に関するQ&A

2021年6月  
公益財団法人  
日本台湾交流協会

---

Q1：本奨学金の対象者はどのようになっていますか？

A1：学部生、修士課程及び博士課程の学生が対象です。

その他、在学している大学が日本の大学等と学生交流に関する協定等を結んでいることが条件となります。

なお、本奨学金への応募は主に人文・社会科学（政治学、経済学、経営学、法学、歴史学、文学等）分野等の研究科・学部に在籍する学生で、既に日本を対象とした研究（日本の政治・外交・経済政策等の国際問題・法律・歴史学等の研究）に取り組んでいるか、又は既に日本の大学等の研究機関との共同研究が進行中であり、日本への短期留学終了後、日本を対象とした修士・博士論文を執筆し、学位を取得する学生が対象となりますので、ご注意願います

他方、日本台湾交流協会奨学金留学生（研究留学生）という大学院生向けの制度もありますので、そちらもご検討下さい。

---

Q2：日本語能力は必要ですか？

A2：当協会の奨学金を申請する上で、日本語能力は必要ありません。ただし、申請書は日本語又は英語での記入が必要となっています。また、交換留学先の日本の大学等で日本語能力が必要な場合もありますので、ご自身で必ず留学を希望される大学へご確認下さい。

---

Q3：自分で大学等を探して留学しようと思っています。その場合は申請できますか？

A3：本奨学金は個人で留学する場合は申請できません。在籍する台湾の大学と日本の大学等間で結ばれている学生交流に関する協定により日本に留学

する学生に限られます。

---

Q 4 : 交換留学生として1年間日本へ留学するのですが、本奨学金への申請は可能ですか？

A 4 : 期間が1年未満の交換留学であれば可能です。また、奨学金支給時期は日本の交換留学先の大学から入学を許可された日から支給がスタートするので、支給開始時期を選ぶことはできません。

---

Q 5 : 私は台湾の大学に在籍しながら、現在は海外に留学していますが、この奨学金に申請することはできますか？

A 5 : 2021年4月1日時点で台湾に在住している必要があります。そのため、現時点で海外の大学に留学されているのであれば申請は出来ません。海外留学を終えて台湾に戻った後であれば申請は可能です。

---

Q 6 : 台湾の教育部から出ている奨学金をもらって日本に行く予定です。この場合、この奨学金に申請できますか？

A 6 : 奨学金募集要項「3. 申請者の資格及び条件」⑦に記載があるとおおり、他団体から日本留学のための奨学金を受給している場合は申請出来ません。ただし、「注3」に記載があるとおおり、渡航にかかる費用（交通費のみ・3万円以内）は、重複取得に含まれません。

---

Q 7 : 日本の留学先大学から奨学金が出ますが、それも重複取得になるのでしょうか？

A 7 : 重複取得になります。ただし、当協会の奨学金受給期間終了後に別の奨学金を受け取ることは可能です。そのため、日本の留学される大学に確認して下さい。

---

Q 8 : 奨学金募集要項「4. 各大学の推薦人数」では、「各大学から推薦できる人数は各交換留学協定につき5名という人数制限があります。大学間や学部間で複数交換協定があるのですが、この場合は一大学から複数名申請することは可能ですか？

A 8 : 可能です。大学間の協定・学部間の協定・研究科間の協定等様々な形態があり、何れの協定からも推薦は可能ですが、教授間の学術交流協定等は該当しません。また、1つの協定につき5名しか推薦できませんのでご注意ください。

---

Q 9 : 奨学金募集要項「8. 奨学金等支給期間」の「留学開始日から起算して最長1年以内を支給の対象とする。」とありますが、1年の支給を希望しても希望どおりにならないことはありますか？また、奨学金支給期間が終了した後、引き続き同奨学金に申請をすることは可能ですか？

A 9 : 基本的には合格又は不合格のどちらかになります。1年間奨学金を支給はできないが、3ヶ月なら奨学金支給というようなことはありません。

なお、当該奨学金を利用したことがある方は、同制度を利用して台湾に戻られてから1年以上経過後であれば、再度申請することは可能です。

---

Q 10 : 成績証明書は成績評価係数の計算に使用する期間のみ提出すれば良いですか？

A 10 : 成績証明書は要項「10. 申請書類及び申請方法」の記載のとおり、現在在籍している大学の全学年分の成績証明書が必要になります。1年分しか提出されない場合、申請書類の不備で審査対象外となる可能性もありますのでご注意ください。なお、成績評価係数の換算に必要な成績は、前年度1年間の成績になります。現在、修士課程1年生の場合は、学部4年次の成績証明書も必要になります。ただし、留年して学部を卒業した場合、最終年次の成績証明書及び最終年次の前年度の成績証明書が必要となりますので、ご注意ください。また、近年、成績評価係数の計算間違いが非常に多く見受けられます。

そのため、大学の担当者におかれましては、申請書類の成績係数の部分を必ずご確認ください、申請書の提出をお願いします。

---

Q 1 1 : 在留資格認定証明書は入学許可を認める書類になりますか？

A 1 1 : なりません。入学許可を認める書類は必ず交換大学または学部、研究科等から発出された文書を提出して下さい。教員個人の同意書やメールは入学許可を認める書類にはなりませんので、ご注意ください。

---

Q 1 2 : 申請書の中にある「免許・資格」の項目には何を書けばいいのですか？

A 1 2 : これまで取得した免許や資格を書いて下さい（例：日本語能力試験1級等）。また、記入した免許・資格のコピーを必ず添付して下さい。

---

Q 1 3 : 申請書内にあるカテゴリー欄とは何ですか？

A 1 3 : 交換留学先の大学で学ぶ分野を○で囲んで下さい。該当する分野がない場合は、「その他」に○をして、該当する分野名を記入して下さい。

---

Q 1 4 : 申請書類は大学で取りまとめ、日本台湾交流協会台北事務所に提出と書いてありますが、大学のどの部署が取りまとめたら良いですか？

A 1 4 : 大学によって奨学金や留学関係等の担当部署が異なると思います。そのため、各大学の実情に合わせ、各大学の判断で適宜決めて下さい。なお、申請書を取りまとめる担当部署が決まりましたら、大学側から学生にも連絡等をお願いします。

---

Q 1 5 : 私が留学したい大学は「奨学金の有無」を入学許可の条件としています。他方、本奨学金の要項「3. 申請者の資格及び条件」では「日本の大学が受け入れを承認している」ことが申請の資格としてあります。どうしたら良いのでしょうか？

A 1 5 : 1. 学内の交換留学試験の結果が当協会奨学金合格発表より早かった場合

所属している大学を通じ、日本の大学に奨学金の合格発表を待っていることを伝えて下さい。ただし、申請＝合格ではありませんので、その点を含めて、日本の大学に事前にご連絡下さい。

また、当協会が支給する奨学金は最長1年以内です。

## 2. 当協会奨学金合格発表が交換留学試験の結果より早かった場合

当協会奨学金は合格としますが、その後、所定の期日までに日本の大学等が発行する受入を許可している証明・入学許可書のコピーを当協会に提出してください。期日までに提出できなかった場合、本奨学金の合格を取り消す、または支給開始時期が遅れる場合があるので、ご注意ください。

## 3. 補足説明

入学許可書を申請時点で用意できない場合でも、本奨学金へ申請することは可能です。この場合、評価には影響ありません。そのため、入学許可書を取得後、速やかに当協会へ提出して下さい。

---

Q 1 6 : 合否はどのような形で通知されますか？

A 1 6 : 合否の発表は当協会のHPに掲載するとともに、大学には合否通知、合格者には合格通知証を送付します。不合格者には郵送で通知は行いませんので、必ずHPで合否の確認をするようにして下さい。

---

Q 1 7 : 正式に合格すると、その後どのような手続きが必要ですか？

A 1 7 : 留学に関する手続きは各大学の指示に従って手続きを進めて下さい。奨学金支給に関する手続きは、当協会から合格通知証とともに誓約書を送付します。誓約書はサイン・押印の上、原本を当協会へ返送して下さい。

また、留学を終えて台湾に戻った後は、学生は、以下の書類の提出義務があります。

①留学期間終了後3ヵ月以内

・「留学状況報告書」(様式5)

大学の関係部署へ提出。

※大学は、その後学生から提出された「留学状況報告書」にコメント等

を記し、学長名で当協会台北事務所広報文化部へ送付。コメントの様式は自由です。

②学部／修士／博士課程修了時

- ・ 課程修了証書の複本
- ・ 修士論文／博士論文（修士／博士課程のみ）

当協会台北事務所広報文化部へ提出。

---